

豊田市介護サービス機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、豊田市介護サービス機関連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、要介護状態にある人、要介護になる恐れのある人或いはその家族に対して、その能力に応じ自立した日常生活が継続できるよう支援するため、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供する方策について研究・検討及び調整等を行うことにより、介護保険法・障害者総合支援法の定着と充実を図ることを目的とする。

(活動事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 介護保険等に関する情報の収集及び提供
- (2) 利用者に対する地域内ネットワーク促進のための検討及び調整
- (3) 利用者からの苦情処理に対する検討及び調整
- (4) 関係者の資質向上を図るための研修機会の拡大
- (5) サービスの質的向上を目指した研究
- (6) サービス利用が困難な事例に対する検討及び調整
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる機関で、豊田市域で既に活動している、若しくは今後活動を予定している機関のうち、第2条の目的に賛同する機関をもって会員とする。

- (1) 地域包括支援センターを実施する機関
 - (2) 居宅介護支援事業を実施する機関
 - (3) 介護保険法関係サービスを行う機関
 - (4) 障害者総合支援法関係サービスを行う機関
 - (5) 介護保険外サービスとして、住民参加型組織で介護及び家事サービスを行う機関
 - (6) 保健、医療、福祉分野及びその周辺分野で、介護保険外サービスを行う機関
- 2 会員は事業者単位を原則とするが、事業所単位での入会を可とする。
- 3 入会を希望する機関は、第16条に規定する事務局に、入会申込書に入会金及び会費を沿えて申し込むものとする。
- 4 退会を希望する機関は、事務局へ退会届を提出するものとする。
- 5 事務局は、入会又は退会の届出があった旨を、第13条に規定する役員会に報告するものとする。
- 6 会員は、機関の名称等に変更があった時は、事務局に届け出るものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、第4条に規定する会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長、監事は、役員会において役員の中より互選する。

(役員の職務)

第7条 会長は役員会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 監事は、協議会の会務及び会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間、前任者はその職務を行うものとする。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は役員会が推薦し委嘱する。

3 顧問は協議会の諮問に応ずるほか、協議会の会議等に出席して運営に必要な情報提供及び意見を述べることができる。

(オブザーバー)

第10条 協議会に、次に掲げる機関をオブザーバーとして置くことができる。

(1) 豊田市福祉部

(2) 豊田加茂医師会

(3) 豊田加茂歯科医師会

(4) 豊田加茂薬剤師会

(5) 豊田市民生委員児童委員協議会

2 オブザーバーは、協議会の会議に出席して運営に必要な情報提供及び意見を述べるることができる。

(会議)

第11条 協議会の会議は、全体会、役員会とする。

2 全体会は、年1回程度の割合で開催する。

3 役員会は、随時開催する。

4 全体会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。

5 会議の議事は出席者の過半数をもって決める。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(全体会)

第12条 全体会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状もしくは書面評決を提出した会員は、出席とみなす。

2 全体会の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

3 全体会は、次の事項を議決する。

(1) 会則の変更

(2) 事業計画および予算に関する事項

(3) 事業報告および決算に関する事項

(4) その他、協議会の運営に関し重要と認められる事項

(役員会)

第13条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会則、事業計画、予算等に関する事項で協議が必要な場合

(2) 第15条に規定する部会で検討及び調整が困難な事項及び全体意見の集約が必要な

場合

(3) その他、必要と認める事項を協議する場合

2 前項第2号に関する場合において、部会の代表は、役員会で必要な情報の提供及び意見を述べることができる。

(経営者会)

第14条 削除

(部会)

第15条 協議会は、必要に応じ各号に定める部会を置くことができる。

(1) 経営者部会

(2) 訪問看護部会

(3) グループホーム部会

(4) ケアマネ部会

(5) 通所介護部会

(6) 訪問介護部会

(7) 福祉用具部会

(8) その他会長が必要と認めたもの

2 部会は、代表者を互選するものとし、サービス提供における課題等を協議するとともに、必要と認める研修を実施し、資質向上に努める。

3 部会は、協議会が行政機関等に対し積極的な協力や提案ができるよう、協議会と行政機関等との協働・協力関係の構築に努める。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、豊田市社会福祉協議会に置く。

(経費)

第17条 協議会の運営に必要な経費は、入会金、会費、参加費及びその他の収入をもって充てる。

(入会金)

第18条 前条に規定する入会金の額は、2,000円とする。

2 既納の入会金は、返還しないものとする。

(会費)

第19条 第17条に規定する会費は、月額800円とする。

2 会費の納入は、月額に12を乗じた額を毎年6月に口座振替することとし、会費の納入により4月1日からの会員とみなす。ただし、年度途中で入会するものにあつては、入会月より年度末までの月数分を、入会時に納入するものとする。

3 年度途中で退会するものにあつては、既納会費は返還しない。

(協力会員)

第19条の2 協議会に協力会員を置くことができる。

2 協力会員は、協議会の目的に賛同し、目的達成のために必要な援助を行うものとする。

3 協力会員となる企業もしくは事業所は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 第4項に掲げる協力会費を支払うこと。

(2) 情報提供等を行うサービス及び商品について事前に役員会の承認を得ること。

(3) その他、会長が必要と認めること。

3 協力会員が、会員に対して行うことができる情報提供等の内容は、別に定める。

4 協力会費は、年額 10,000 円とし、既納されたものは返還しない。

(活動年度)

第 20 条 協議会の活動年度は、毎年 4 年 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終了するものとする。

(その他)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、役員会において協議し会長がこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成 12 年 1 月 27 日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員選任は、第 6 条の規定にかかわらず、設立総会（全体会）において会員の互選によるものとする。

3 協議会の設立当初の役員任期は、第 8 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。

4 協議会の設立初年度の活動年度は、第 18 条の規定にかかわらず、平成 12 年 1 月 27 日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。

5 第 17 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日以前に入会したものの設立初年度会費額は、年額 1 万 2 千円とする。

附 則

この会則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 5 月 23 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 21 年 5 月 13 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 29 年 5 月 25 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、平成 30 年 5 月 24 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 24 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和 3 年 5 月 25 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

入 会 申 込 書

申込日 令和 年 月 日

豊田市介護サービス機関連絡協議会会長 様

法人名			
代表者名	フリガナ ⑩		
実施事業	サービス内容	事業所名	担当者氏名（フリガナ）
連絡先	会議のご案内等の送付先 〒 市 町		
	電話番号	()	—
	FAX番号	()	—
入会日	令和 年 月 日		

豊田市介護サービス機関連絡協議会会則第4条第3項、第17条、第18条、第19条に基づき、下記入会金及び年会費を沿えて入会を申し込みます。

入会金	金2,000円	年会費 (ヶ月分)	金 円
-----	---------	------------	-----

会則第4条第2項による入会の単位は次のとおりとします。

※ いずれか1つに○を付けてください。

- 1 事業者単位で入会する 2 事業所単位で入会する

2の事業所単位で入会する場合に、他の事業所の入会の予定の有無 有 ・ 無

退 会 届

令和 年 月 日

豊田市介護サービス機関連絡協議会 会長 様

貴協議会を退会することとしましたので、豊田市介護サービス機関連絡協議会会則第4条第4項の規定に基づき届けます。

記

1 機 関 名 _____

2 代表者名 _____ 印

3 住 所 _____

4 退 会 日 _____ 年 月 日

5 退会理由

以上

